

長野県告示第37号

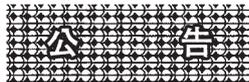
農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年1月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上田市東内字横辻1194のハ、1194のニ、字小平六1597のロ、1599のロ、1600のロ、1601のロ、1603のロ、1604から1607まで、1622のハの1、1622のハの2
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課



公告

平成30年1月16日、駒ヶ根市駒ヶ根竜東土地改良区の定款変更を認可しました。

平成30年1月22日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

平成30年1月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 免許の取消しをした年月日
平成30年1月15日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号
青木隆夫

二級建築士 長野第4666号

3 免許の取消しの理由

建築士法第8条の2第1号の規定による死亡した旨の届出があったため

建築住宅課